

生駒市の障がい福祉の今後の取り組みについて

1. 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する医療費の助成事業

平成27年4月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対する医療費の助成事業を開始した。今後、平成28年4月には、助成対象者を2級まで拡大する方向で準備を進めている。

2. 緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業

平成27年度7月から365日24時間体制で聴覚障がい者の急病や事故等緊急時に「FAX119」や「メール」による手話通訳者の派遣事業を開始した。

3. 権利擁護センターの設立

生駒市福祉センター内に権利擁護センターを今秋ごろ開設する予定。主な事業は、平成26年度から生駒市社会福祉協議会に委託実施している成年後見制度法人後見支援事業（成年後見制度に関する実務者連絡会、総合相談窓口、後見サポーター養成研修）に加え、今後、アウトリーチ機能（出張相談）や、相談支援専門員・ケアマネージャー等支援者に対するスーパーバイズ機能等も付加し、障がい者や認知高齢者等の権利擁護事業の充実を図る。

4. 強度行動障がい者に関する支援方法の相談指導事業

平成27年度中に支援が容易でない強度行動障がい者を受け入れた生活介護事業所や短期入所事業所等の障害福祉サービス事業所の支援者に対して、障害特性に応じた支援方法等のコンサルテーションを行う。この事業は生活支援センターに委託実施し、生活支援センターはコンサルテーションができる外部の専門機関に依頼する予定である。

5. 声の選挙公報の開始（市議選・市長選用）

平成27年度から視覚障がい者に対応した、選挙公報（声の広報）を作成し配布した。今後は、視覚障がい者に対する「声の広報」を、音声データ化しホームページのリニューアルに合わせアップする予定である。

6. 生駒山麓公園内における就労支援事業の開始

昨年度から生駒山麓公園の指定管理者となった青葉仁会が平成27年7月に公園内レストランをリニューアルオープンし、生活介護・就労支援事業・就労移行事業所として障がい者の就労支援を本格的に開始した。

更に、平成27年1月より同じく指定管理者であるモンベルが公園内の入浴施設の受付業務を社会福祉法人萌に委託し、主に精神障がい者の就労支援を開始している。